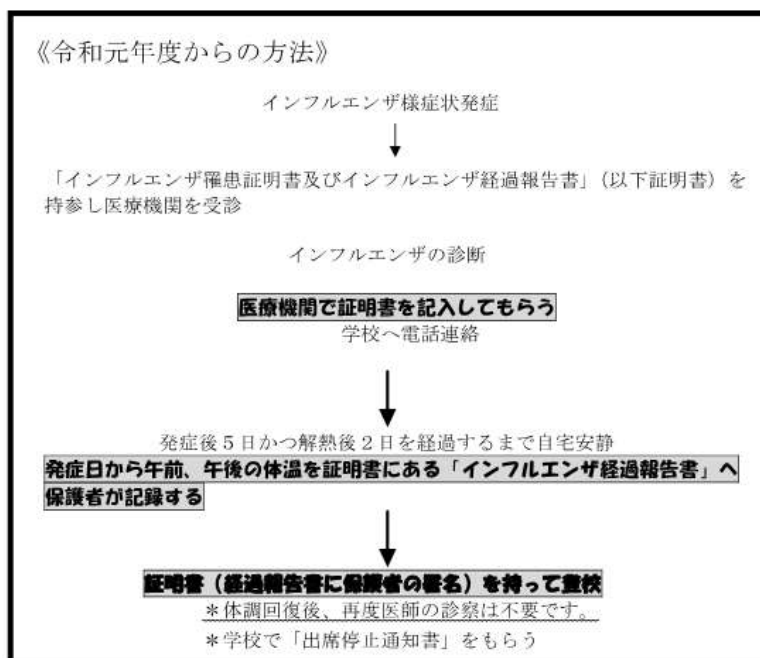


インフルエンザによる出席停止の様式について

令和元年11月より、インフルエンザの証明書取得に伴う児童生徒及び保護者の負担軽減のため、田方地区の小中学校では『出席停止の様式』が変更されました。インフルエンザに罹患した場合は「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」(裏面参照)により登校再開の判断を行うこととなっています。下記のとおりですのでご確認ください。

なお、その他の感染症の出席停止は従来の形式で対応となります。保護者のみなさまには御迷惑をおかけいたしますが、出席停止の様式の変更について御確認の上、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

記



*「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」(以下証明書)は学校に取りに来ていただくか、大仁中のホームページからダウンロードして使用してください。医療機関にも証明書を用意して下さっているところもありますが全てではありません。

*幼稚園・保育園・こども園については、各園の手続きに従ってください。

インフルエンザの発症から再登校までの流れ



R4年度版

1. インフルエンザ様症状の発症

「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」(以下証明書)を持参して医療機関を受診してください。
*証明書は学校ホームページからダウンロードもできます。

2. 医療機関受診・インフルエンザの診断・インフルエンザ罹患証明書の発行

医療機関でインフルエンザと診断されたら医師に証明書を記入していただきます。証明書は医療機関においてある場合もありますが、ご自宅から持参した証明書を医師に提出してください。

*その他の証明書と同様、文書料が発生することがあります。

学校へもその旨を電話にてご連絡ください。

3. 体温の記録

証明書の下半分は「インフルエンザ経過報告書」です。登校再開の時に、医師の登校許可のための診察がなくなるかわりに、ご家庭で午前、午後の体温を記録していただき、インフルエンザの登校基準の「発症後5日かつ解熱後2日」を確認してください。

4. 発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで自宅安静

インフルエンザを発症し、医療機関を受診した際に、医師に発症日を確定していただきます。受診前から熱が出ていたり、再受診時にインフルエンザの診断がついたりした時等はその旨を医師にお伝えください。医療機関で自宅安静期間についての説明があります。

インフルエンザの自宅安静期間は、「発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで」です。

- *発症日とは・・・熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日です。
- *発症後5日とは・・・発症した日を0日とカウントし、そこから5日間(実質最短でも6日間)経過するまでとなります。
- *解熱後2日とは・・・平熱となった日を0日とし、そこから2日間となります。
- *発症日からの熱の経過を記録する用紙・・・登校可能になる日まで、午前と午後を熱をはかり、証明書の下の表(インフルエンザ経過報告書)に保護者の方が記入をお願いします。
証明書下の余白に保護者署名捺印を忘れずに記入してください。

5. 必要期間自宅で休んだ後、証明書をもって登校

体調回復後、再度医師の診察は不要です。

処方された薬によっては解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染・流行が懸念されますので、**必ず出席停止期間を守ってください。**

気になる症状があったり、症状が悪化する場合は再度医療機関を受診してください。

*学校で「出席停止通知書」をお渡しします。